



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 5月21日火曜日 第1357号外 1

◇ 目 次 ◇

監 査 公 表

住民監査請求に係る監査結果の公表..... 1

監 査 公 表

○公表第17号

平成14年 3月22日付けで、松山市道後北代12番22号福岡英二外 3名から提出された愛媛県教育委員会教育長及び愛媛県教育委員会委員に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成14年 5月21日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄
同 達 川 光 作
同 横 田 弘 之
同 井 上 和 久

決 定 書

松山市道後北代12番22号

請求人 木材業 福岡英二

今治市片山三丁目 6 番 5 号

同 自営業 高井弘之

今治市南高下町三丁目 2 番10号

同 同 奥村悦夫

今治市山路 876 番地14

同 会社員 弓山正路

平成14年 3月22日付けで上記請求人らから提出された愛媛県教育委員会教育長及び愛媛県教育委員会委員に関する措置請求について、次のとおり決定する。

主 文

請求人らの請求を棄却する。

請求の要旨

請求人らの愛媛県職員措置請求書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

1 愛媛県職員69名は、平成14年 3月20日に開催された愛媛県教育委員会会議（以下「3月定例会」という。）の会場である愛媛県庁第一別館11階教育委員室の入口前から同階東の文化振興課前の廊下に、午前 9 時前から午前11時30分過ぎまでの間、廊下南面に二重に整列し、すべての職務を放棄し、ただ単に立っていた。このような異常な事態を指揮した責任者である愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長吉野内直光（以下「教育長」という。）、井関和彦委員（以下「井関委員」という。）、川本俊明委員（以下「川本委員」という。）、星川一治委員（以下「星川委員」という。）、飯尾育子委員（以下「飯尾委員」という。）及び山口千穂委員（以下「山口委員」という。）は、個人の責任において当日の職員69名の半日分の給与を負担すべきであるとの決定を求めるものである。

2 なぜなら、職務を放棄した職員には本来給与を支払うべきではないと考えられるが、その現場に立たされていた職員は上司の命令に従ったものであるから、その命令を下した責任者である教育長、井関委員、川本委員、星川委員、飯尾委員及び山口委員（以下「教育長及び委員ら」という。）がそのすべての負担をするべきであり、愛媛県が負担すべきではないと考えられるからである。

3 この事実は、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第32条を濫用したもので、結果として、同法第35条違反を職員に強要したものである。

また、この命令に従った職員の行為は、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止における服務義務違反であり、来庁者に対する著しく不誠実、横断的な行為であるほか、同法第37条の争議行為等の禁止における怠業行為にも当たることから、同法第29条第 1 項第 2 号の「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するものと考えられる。

つまり、3月20日の行動を指揮命令した教育長及び委員ら並びにこの命令に従った職員の行動は、職員の服務規律の根本基準である憲法第15条及び地方公務員法第30条に違反している。

4 さらに、人間として愛媛県が採用した職員を物「壁」として扱う権利が教育長及び委員らにあるはずもなく、今回、半日間もの長時間69名の職員を物「壁」として扱った教育長及び委員らの行為は、民主主義を否定するものであり、極めて悪質な権利の濫用である。

5 ところで、今回の事態は、平成13年 8月 8日に開催された愛媛県教育委員会会議（以下「8月定例会」という。）において「新しい歴史教科書をつくる会」主導の中学歴史教科書が採択された後に行われた同月15日の教育長及び委員らとの話し合いの際、我々が愛媛県庁第一別館11階大会議室に監禁されたことに起因しているものと思われる。

6 また、3月定例会での職員配置の目的を教育長及び委員らの安全のためとしているが、果たしてこういう必要性があったのか疑問である。

7 さらに、今回の職務命令が、地方公共団体のなすべき事務のうち法令、条例及び地方公共団体の内部規程によって定められたものに従い、職員に割り当てられた職務なのか非常に疑問である。

8 なお、今回の職員を廊下に立たせた行為は施設管理上の行為であり、総務部の管轄と思われるから、教育長及び委員らは、愛媛県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の職員を配置すべきではない。

監査の結果

第 1 事 実

愛媛県教育委員会事務局教育総務課（以下「教育総務課」という。）を監査するとともに、教育長から事情を聴取

した結果、次の事実が認められた。

1 3月定例会の概要

(1) 会議の開催日時及び場所

会議は、平成14年3月20日、教育委員室において開催され、午前10時30分に開会し、午前11時26分に閉会している。

(2) 会議の出席者

会議には、教育長及び委員ら並びに事務局の職員である教育次長、指導部長、文化スポーツ部長及び課長全員（9名）が出席している。

(3) 会議の内容

会議では、教育長からの事務報告に続いて、報告事項である「安心して手渡せる教科書を求める署名連絡会からの請願書の提出について」の取扱いについて協議した後、人事案件等の議案の審議が行われている。

なお、この請願書（平成14年2月19日と3月定例会当日に提出されている。）は、平成14年度に県立盲学校、聾学校及び養護学校中学部用教科書として使用することが採択された「中学社会 新しい歴史教科書」（以下「新しい歴史教科書」という。）の採択の撤回及び再審議を求めたものであり、会議において、教育委員会委員長から請願書の受理経緯及び内容説明がなされ、教育長及び委員らがそれぞれ意見を述べ、その結果、全会一致で、新しい歴史教科書の採択の撤回及び再審議は行わないこととなった。

(4) 会議の傍聴

会議は、傍聴を希望した者の中から当日抽選により選ばれた6名と報道関係者などが、開会時から請願書の取扱いについての協議が終わるまでの間傍聴している。

2 3月定例会当日の参集者の状況

新しい歴史教科書の採択の撤回及び再審議を要請している団体（以下「要請団体」という。）のメンバー等は、会議当日の午前9時前から教育委員室前の廊下に参集し始め、午前9時過ぎには、同室前から文化振興課前にかけて約50名が参集していた。このうち、一部の者は、教育総務課に立ち寄り、請願書を提出した。

会議開始後の午前10時45分ころには、会議の傍聴を終えた者から、参集者に対して請願書の取扱いに係る協議結果が報告され、参集者が一時ざわついた。また、会議閉会後の午前11時30分過ぎ、教育長及び委員らが壁際に整列した職員により確保された通路を通過して退出する際、参集者が「教科書採択を撤回しろ。」などと声を上げるとともに、教育長及び委員らに手を差し出したりして、同室前が一時騒然となった。参集者は、教育長及び委員らが退出した後に散開した。

参集者の人数は、会議開始前から会議閉会まで約50名で大きな変動はなかったが、この間、参集者と職員とが教育委員室前で向かい合っていたことにより、廊下は通行がしにくい状況が続いた。

3 3月定例会における職員の配置計画

(1) 職員の配置計画の策定

平成14年3月中旬、藤岡澄教育総務課長（以下「教

育総務課長」という。）及び伊藤優同課課長補佐（以下「教育総務課課長補佐」という。）は、教育長から「3月定例会が平穩に開催できるようよろしく頼む。」と言われた。そこで、同年3月18日、教育総務課長及び教育総務課課長補佐は、多数の参集者による要請行動が見込まれる3月定例会において、教育長及び委員らが教育委員室にスムーズに入退室できるようにするとともに3月定例会が円滑に進行できるようにするためには、8月定例会以降の教育委員会側と要請団体側との以下の話合いの状況等から、職員を配置する必要があると判断し、職員の配置人数及び配置時刻等の計画を記載した「教育委員会3月定例会日程」（以下「配置計画書」という。）を作成した。

ア 平成13年8月9日の状況

新しい歴史教科書が採択された8月定例会の翌日であるこの日は、要請団体等が午前10時ころから午後5時ころまで事務局へ相次いで訪れ、午後7時30分からは、教育長と要請団体のメンバー約50名との間で話合いが行われている。事前の打合せでは、要請団体側の出席者は約20名の予定であったが、実際には、出席者は約50名となり、話合い時間も当初予定していた50分から約1時間30分となった。また、要請団体側から日を改めて話合いの場を設けるよう求められたため、8月13日に話合いを行うことを約束した。

イ 平成13年8月13日の状況

この日の話合いも、事前の打合せでは、要請団体側の出席者は40名ないし50名程度ということであったが、実際には、予定の人数をはるかに超える約170名となった。また、話合い時間も午前10時30分から正午までの1時間30分と決めており、教育委員会側が予定時刻を過ぎた午後0時30分ころに話合いを打ち切ろうとしたところ、要請団体のメンバーが話合いの続行と教育委員会委員の出席を求め教育長の前に立ちふさがり押問答が約40分間続いた。結局、約1時間30分の休憩をはさみ、午後6時ころまで話合いが行われた。

ウ 平成13年8月15日の状況

この日の出席者は、教育委員会側が、教育長、当時の教育委員会委員及び事務局職員約20名、要請団体側が約130名であった。話合いは、県庁第一別館11階大会議室において、午後2時から開始され、両者の間では、8月9日及び13日の話合いと同様に激しいやり取りが続いたが、教育委員会側は、当初約束していた午後3時30分に話合いを打ち切り、教育長及び委員らが退室した。その際、退室時の混乱を避けるために、あらかじめ配置されていた職員が同大会議室出入口の扉を締め切ったため、要請団体や報道機関から「県民とマスコミを監禁した。」と非難された。

(2) 配置計画の策定に当たっての検討事項

配置計画書は、次の事項を検討の上作成された。

ア 教育委員室への入退室通路の確保

これまでの教育委員会側と要請団体側との話し合いでは、(1)のとおり出席者が当初予定された人数の2倍ないし3倍となったこと、また、話し合いの時間も予定を大幅に超過し、教育長及び事務局職員の退室が困難となる事態も生じたことから、多数の者が教育委員室付近に集結した場合、教育委員室への入退室が困難となるのが懸念されたため、会議の円滑な運営を図る観点から教育長及び委員らの教育委員室への入退室通路を確保しておく必要があった。

イ 参集者数の予測

教育委員会委員長が、「安心して手渡せる教科書を求める署名連絡会」に対し3月定例会において請願書の取扱いについて協議する旨の事前の連絡を行った際、多数の県民の会議の傍聴や会議閉会後の説明会開催を求められていたこと、当時配布されていた新しい歴史教科書の採択撤回に関するピラの中に「3月20日(水)午前9時半県庁前集合 委員会への審議要請行動と傍聴予定」と記されていたこと、更に新しい歴史教科書が学校で使用される平成14年度が目前にせまっていたこと等から、参集者が相当数に上るものと予想された。

そこで、3月定例会の参集者数の予測は、これまでの話し合いにおける要請団体等の参集者の最大人数である約170名とした。

(3) 配置職員数と職務内容

配置計画書によると、配置職員数は予測参集者数の概ね半数程度の75名であり、その内訳は、教育総務課5名、生涯学習課10名、義務教育課15名、高校教育課15名、人権教育課5名、障害児教育課5名、文化振興課5名、文化財保護課5名及び保健スポーツ課10名の事務局各課の職員とされている。

また、配置職員の職務内容は、65名については、午前10時30分から3月定例会の閉会に備え各課で待機し、会議の閉会予定時刻である午前11時30分ごろに連絡を受けた後、教育委員室の出入口前から文化振興課前までの間の廊下に整列して教育長及び委員らが退出する際の通路を確保することとし、残る10名については、午前9時30分から混雑が予想される西側エレベーター付近及び教育委員室前において待機し、来庁者の案内及び誘導を行い、うち5名については、当該65名が廊下に整列した時点で、この列に合流することとされている。

(4) 事務局各課への協力依頼

教育総務課課長補佐は、3月19日午前10時ごろ、事務局各課課長補佐に対し配置計画書を配布の上、協力依頼をした。

事務局各課課長補佐は、所属の各課長に協力依頼の内容を伝え、各課課長は配置計画書に基づき、配置する職員を選定し、当該職員に対し、口頭により、配置体制につくよう職務命令を発している。

(5) 庁舎管理責任者との打合せ

教育総務課長及び教育総務課課長補佐は、平成14年3月19日午前9時ごろ、3月定例会の円滑な運営を図

る観点から、3月定例会当日の対応方法について総務部総務管理課(以下「総務管理課」という。)と打合せを行っている。総務管理課からは総務管理課長外3名が出席し、打合せの結果、愛媛県庁舎管理規則(昭和34年愛媛県規則第36号)に違反する行為が認められたときは、総務管理課において対処するとともに、庁舎管理の面から必要なときに守衛が配備されることを確認した。

(6) 職員に対する職務内容の説明

教育総務課長及び教育総務課課長補佐は、平成14年3月19日午後3時ごろ、配置予定の職員を集め、(3)の職務内容について口頭で説明している。

(7) 職員の職務内容の変更

当初計画では、教育長及び委員らの退出経路は、教育委員室を退室した後、東側エレベーターまで廊下を移動するものであり、これに合わせて職員が移動することとしていた。

しかし、3月20日の朝、教育総務課長及び教育総務課課長補佐は、教育長及び委員らの退出をよりスムーズなものとするため、退出経路を教育委員室から退室した後、文化スポーツ部長室出入口から保健スポーツ課出入口までの間は事務室内を通り抜け、東側エレベーターに至る経路に変更した。その結果、最終的に所属の各課長から職務命令を受け、配置されることとなった職員は、教育総務課6名、生涯学習課11名、義務教育課15名、高校教育課15名、人権教育課5名、障害児教育課5名、文化振興課5名、文化財保護課5名及び保健スポーツ課10名の、合わせて77名となった。そのうち、70名は教育委員室の出入口前から文化振興課前までの間の廊下に固定した状態で配置されることとなり、2名は東側エレベーター付近に、5名は西側エレベーター付近にそれぞれ来庁者の案内及び誘導のため配置されることとなった。

4 3月定例会における職員の従事内容

(1) 3月定例会開始前の職務内容の変更

配置計画書では、3月定例会開始前の教育委員室前及び西側エレベーターホールの整理は、職員10名で対応することとしていたが、午前9時過ぎには要請団体等のメンバー約50名が教育委員室前から文化振興課前にかけて参集した。

このため、教育総務課課長補佐は、職員10名では対応できないと判断し、事務局各課課長補佐に対して、当該各課の配置予定の職員を午前9時30分までに教育委員室の出入口前から文化振興課前に配置させるよう要請した。

(2) 配置された職員の従事内容

ア 教育委員室の出入口前から文化振興課前に配置された70名の職員の従事内容は、次のとおりであった。

(ア) 午前9時30分ごろから3月定例会開始の午前10時30分までの間、職員は、教育委員室出入口前から文化振興課前にかけての廊下壁際に沿って、参集者と向かい合う状態で整列していた。

なお、教育長及び委員らは、午前10時30分前に教育長室を出て東側階段を上がり、教育委員室へ入った。

- (イ) 3月定例会の会議中（午前10時30分から午前11時26分までの間）は、職員は廊下で整列したまま会議の終了を待っていた。

なお、3月定例会の閉会間際に、愛媛県庁第一別館11階の各室に弁当を台車で運搬しようとする業者がいたため、ある職員が、通路を確保するために付近にいた参集者に対し通路を開けるよう協力を求めたところ、一部の参集者から「職員も通行を妨げているのではないか」との声もあったが、結果としてトラブルには至っていない。

- (ウ) 3月定例会閉会后、教育長及び委員らは3の(7)の変更経路のとおり退出しているが、この間、職員は、教育委員室前から文化振興課前にかけて廊下壁際に整列し、通路を確保しており、午前11時30分過ぎには職務を終えた。

イ 西側エレベーター及び東側エレベーター付近に配置された7名の職員は、午前9時30分ころから、それぞれのエレベーターの乗降口付近において来庁者の案内や誘導を行い、午前11時30分過ぎに職務を終えた。

- (3) 庁舎管理責任者の対応状況

3月定例会閉会時点において、総務管理課は、3の(5)の教育総務課との打合せに基づき、庁舎管理の観点から7名の守衛を教育委員室のある11階廊下に配備していた。

5 配置された職員の当該職務に係る給与の支出

配置された職員77名に係る給与は、4の(2)の職務に対する給与額が減額されることなく、それぞれ平成14年3月分給与として、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）及び教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）の規定に基づき、平成14年3月20日に愛媛県知事が支出している。

第2 決定の理由

1 職務命令の適法性等について

- (1) 職員は、職務を遂行するに当たっては、上司の職務上の命令に忠実に従うとともに（地方公務員法第32条）、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないという職務専念義務が課せられている（同法第35条）。請求人らの主張する愛媛県職員69名（実際は、第1の3で述べたとおり、77名である。以下同じ。）の行動は、上司の職務上の命令に従ったものであるが、当該職務命令が適法なものであるか、さらに、当該職員の行動が職務専念義務に違反していないかどうか検討する。

- (2) まず、職務命令が有効に成立するためには、①権限ある上司から発せられること、②その職務命令の内容がその命令を受ける職員の職務に関するものでなければならないこと、③実行可能な職務命令であることが

必要である。

愛媛県職員69名は、第1の3で述べたとおり、配置計画書に基づき、これらの職員の職務の遂行について指揮監督する権限を有する上司である教育総務課長及び各所属の課長から具体的に配置に係る職務命令を受け、職務に従事していたものであって、当該職務命令は、権限のある職務上の上司から発せられたものである。

また、上司の職務上の命令は、その職員の職務に関するものでなければならないが、職員に割り当てられる職務は固定的ではないのであって、職員の職務は法令その他の諸規程によってその範囲が定まるだけでなく、職務命令によって職務がより具体的に定まり、あるいは付加されることがある。たとえば、通常の仕事のほかに特命によって新しい仕事が割り当てられる場合や部内の他の事務などに一時従事すべき場合など、特命を受けることによって弾力的に変更されるものである。

請求人らのいう今回の職員を廊下に立たせた行為は、委員のスムーズな入退室を図り、もって3月定例会の円滑な運営を図るためとられた措置であり、教育委員会の事務である教育委員会の会議に関することである。

そして、教育総務課については、教育委員会の会議に関することがその所掌事務となっていることから（愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第3条）、今回の職務命令の内容が教育総務課の職員の職務に関するものであることは明らかである。一方、教育総務課以外の事務局各課については、その課長が常時教育委員会の会議に出席することとされており、現実に3月定例会の会議にも出席していることや、この会議において事務局全体にかかわる人事案件等を審議していることから、各課の所属職員に対する職務命令の内容もその職務に関するものであるといえる。

また、当該職務命令については、第1の3の(2)で述べたとおり、平成13年8月の新しい歴史教科書の採択に端を発した要請団体等との話し合い等の経過を考慮して、3月定例会の最大の参集者数を約170名と想定し作成された配置計画書に基づくものであって、結果的に参集者は約50名であったが、3月定例会の円滑な運営を図るためには、予測することが困難な参集者の状況を考慮すれば、その配置に係る職員数、時間及び態様についても不合理な点があったとは認められず、当該職務命令を発した者の裁量の範囲内であると考えられる。

このようにして発せられた当該職務命令は、前述したとおり愛媛県職員69名の職務に関するものであることから、これらの者に職務専念義務に違反して職務を放棄させるようなものではなく、他の法令に照らしたとしても、法律上の不能を命ずるものとは認められず、また、事実上の不能を命ずるものでもないことは明らかであるから、実行可能なものである。

したがって、当該職務命令は、適法なものであると判断できる。

(3) また、当該職務に従事した職員は、第1の4及び⁽²⁾で述べたとおり、職務命令に忠実に従い、職務に従事していたものであり、職務専念義務に違反している事実は認められない。

(4) なお、請求人らは、当該職務命令に従った職員の行為は、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止における服務義務違反、来庁者に対する著しく不誠実、横行な行為であるほか、同法第37条の争議行為等の禁止における怠業行為にも当たり、さらに日本国憲法第15条及び地方公務員法第30条に違反していると主張するが、これまで述べたとおり、当該職員は適法な職務命令の下、忠実に職務に従事しているのであるから、当該職務の遂行がこれらの規定に違反する行為とは考えられない。

2 職務を放棄した職員には本来給与を支払うべきではなく、職員に対して職務命令を下した責任者である教育長及び委員らが、当該職員の半日分の給与を負担すべきとの点について

職員が勤務をしないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除く外、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給されることとなっている（職員給与条例第12条及び教育職員給与条例第13条）。

1で述べたとおり、職員は、適法な職務命令に忠実に従い、職務専念義務に違反する事実も認められないのであるから、職員給与条例第12条及び教育職員給与条例第13条に規定する「職員が勤務しないとき」に該当しないことは明らかであり、当該職員の給与は、減額して支給されるべきではない。

したがって、当該職員に対する給与の支給は、違法又は不当な公金の支出に当たらず、当該職員に職務命令を下した責任者が給与を負担することにならないことは論ずるまでもない。

なお、当該職員に職務命令を下したのは、所属の各課長であり、教育長及び委員らではない。

3 今回の職員を廊下に立たせた行為は、施設管理上の行為であり、総務部の管轄と思われるので、事務局の職員を配置すべきでないとの点について

請求人らのいう今回の職員を廊下に立たせた行為は、第1の3の⁽¹⁾で述べたとおり、委員のスムーズな入室を図り、もって3月定例会の円滑な運営を図るためとられた措置であり、教育委員会の会議に関することであって、その職務の一環であると認められる。

なお、教育総務課は、第1の3の⁽⁵⁾で述べたとおり、総務管理課と事前の打合せを行っており、総務管理課は、庁舎管理の面から、必要なときに適切な措置をとることができるよう守衛を配備することとしていたものである。

4 その他

請求人らは、県職員を物「壁」として扱った教育長及び委員らの行為は、民主主義を否定するものであり極め

て悪質な権利の濫用であると主張している。これは、今回の職務命令が違法であると主張しているものと考えられるが、当該職務命令が適法であることは、既に1で述べたとおりである。

第3 結論

以上のとおり、請求人らの主張する職務を放棄した愛媛県職員69名の職務の従事内容及び当該職員に対する給与の支出について監査した結果、当該職員に対する職務命令は適法であり、かつ、当該職員は、当該職務命令に忠実に従い、職務に従事していると認めることができるから、職務を放棄したものではなく、当該職員に対する給与の支出は、違法又は不当なものとは認められない。

したがって、請求人らの主張する職務を放棄した県職員69名の半日分の給与については教育長及び委員らが負担すべきとの請求人らの請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

第4 要望

今回の請求人らからの措置請求に対する監査の結果は、前述したとおりである。しかしながら、3月定例会当日の教育委員室前の廊下は、配置された職員と要請団体のメンバーとで混雑しており、この中には車いす使用者も十数名参加していた。この状況において、通路が狭あいになっていた中をたまたま業者が弁当を台車で運搬した際、一時、その通路の確保を巡って職員と参集者の間で言葉のやり取りがあるなど混乱が生じたことは残念である。

結果論ではあるが、県民から見れば、多数の者が廊下で対峙している一種異様な事態に映ったと思われる今回の件は、教育委員会が、その場の状況に応じて機敏かつ柔軟に対応することにより、かかる事態を極力回避する方策もあったのではないかと考えるものである。

今後、今回の事例を参考として、緊急かつ不測の事態においても臨機応変に対応できる体制づくりを心掛け、県民に、より信頼される教育委員会のあり方を追求されることを要望する。

平成14年5月14日

愛媛県監査委員 小川 一雄

同 達川 光作

同 横田 弘之

同 井上 和久

